

(略)

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成 29 年 9 月 20 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において、請求人は、都が、平成 29 年 6 月の 1 か月間、勤務実態がほとんどない A 知事秘書（政務担当）（以下「本件特別秘書」という。）に対し、満額の給料及び手当を支出したこと（以下「本件支出」という。）は、違法、不当な支給であるとともに、同人の不当利得に当たるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求めているものと解される。

請求人は、本件支出が違法、不当である根拠として、本件特別秘書は、専用の公用車で通勤しているが、平成 29 年 6 月は 4 度のみの運行であり、これは 4 度の登庁を推認させるものであって、勤務をしたことの証明にならず、一般職員における無断欠勤に等しい状況であることを挙げている。

しかしながら、知事の秘書の職は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下

「地公法」という。)第3条第3項第4号により、地方公共団体の長の秘書の職で条例で指定するものが特別職として規定されており、都においては、特別職の指定に関する条例(昭和26年東京都条例第14号)により規定されている。そして、地公法は、地方公務員を一般職と特別職に分けた上で(第3条第1項)、法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用されない旨を規定し(第4条第2項)、特別職については、地公法の適用を原則として排除している。このように特別職に対する地公法の適用を排除した趣旨について、平成19年3月22日大阪地方裁判所判決によれば、(1)特別職の職務の内容、任用方法は多様であること、(2)指揮命令関係についても、一般職の地方公務員は上司の命令に従って職務を遂行する(地公法第32条参照)のに対し、特別職の地方公務員は法規ないし自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行することが期待されていること(法第138条の2参照)、(3)一般職の地方公務員はその職務にもっぱら従事しなければならない(地公法第35条)のに対し、特別職の地方公務員は、原則として、他の職務をすることも妨げられない(法第141条、142条参照)とされていること等、特別職の地位の特殊性に照らし、その任用(地公法第3章第2節)、給与等の勤務条件(同第4節)、懲戒(同第5節)、服務(同第6節)等について統一的に規律することは、困難であるばかりでなく、かえって不都合不当な結果をもたらすことになることから、その適用を原則として排除したものと解されるとされている。

そこで、本件請求において、請求人が主張する本件支出の違法、不当である根拠について、上記判決の趣旨を踏まえてみると、都知事から直接命を受け、国との折衝、議会との連絡調整、マスコミへの対応、政策形成にかかわる特命事項など、都政運営全般に関して知事を直接補佐する本件特別秘書は、勤務時間の制限や職務専念義務には服さない特別職の地方公務員であることを考慮せず、一般職の地方公務員と同列に扱った上での主張であると解さざるを得ず、請求人の主張は、本件支出の違法性、不当性を客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。